

公募手続き開始のお知らせ

次のとおり公募します。

令和 7 年 12 月 8 日
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東
代表取締役社長 幡 鎌 俊 昭

1. 工事名 令和 8 年度 市原管内道路保全工事業務 その 2

2. 履行場所

首都圏中央連絡自動車道 自) 千葉県 山武市 松尾町 (216.4KP)
至) 千葉県 長生郡 長南町 (254.0KP)

3. 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 着工日 令和 8 年 4 月 1 日

5. 業務内容 本工事は、履行場所に示す首都圏中央連絡自動車道の道路保全工事業務(本線清掃作業、植栽管理作業、雪氷対策作業、緊急作業、交通事故復旧工事、小補修工事等(以下、「工事」という。))を安全かつ確実・適正に 24 時間 365 日実施することを通じて、お客様への安全・安心な道路空間の提供を図るものである。

6. 工事概要 清掃作業 12 ヶ月
植栽管理作業 12 ヶ月
雪氷対策作業 4 ヶ月 (12 月 1 日から 3 月 31 日)
緊急作業 12 ヶ月 (発生の都度適宜実施)
交通事故復旧工事 12 ヶ月
小補修工事 12 ヶ月

* なお詳細な作業量、工種や数量は配布する設計図書に記載

7. 契約の基本事項

本工事は、全ての見積参加者から提出された、技術資料(企業の能力等)及び見積書(価格)の提出を求め、技術資料の内容を評価した技術評価点と見積書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価方式により決定する。

8. 見積参加要件

本工事の契約に係る競争に参加する者は、次に掲げる項目をすべて満たす者とし、「見積参加確認申請書(様式-2)」(以下、「申請書」という。)を当社に提出した者のうち、当社にて見積参加資格があると認めた者とする。

- (1) 配置予定の現場代理人及び主任技術者は、会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請者の提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- (2) 次に定める届出の義務を履行している会社であること。
 - ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 号の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
- (3) 見積参加者は、下記事項に該当する者でないことを宣誓のうえ、当該工事の見積参加者に対する指示書(総合評価方式)様式に示す申請書を提出すること。
 - ① 社会的影響の大きい不正行為等があり、当社と契約する相手方として不適格と認められる者でないこと。
 - ② 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後であること。
 - ③ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者または、これに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ④ 東日本高速道路株からの競争参加資格停止措置を講じられている会社でないこと。

9. 競争参加資格の確認

(1) 見積参加確認申請書の作成

見積参加希望者は、申請書の他、(2)で示す技術資料を作成しなければならない。なお、作成にかかる留意事項及び補足事項は、見積参加者に対する指示書[5]を参照のこと。

(2) 技術資料

- a) 企業の施工実績(技術様式 1)
- b) 建設業許可の業務区分(技術様式 1)

- c) 安全の取組み(技術様式 2)
 - d) 人員確保の取組み(技術様式 3)
 - e) 技術資格の保有状況(技術様式 4)
 - f) 維持作業車両の保有台数(技術様式 5)
 - g) 地理的条件(技術様式 6)
 - j) 緊急時の体制構築等(技術様式 7)
 - h) 現場代理人及び主任技術者の施工実績(技術様式 8)
 - i) 現場代理人及び主任技術者の資格(技術様式 9)
- ※ ()内の技術様式は、配布資料に添付されているので確認すること。
- (3) メンテ関東は、見積参加者から提出された申請書等に基づき、当該見積参加者の見積参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行う。なお、当社の取引会社登録をしていない見積参加者については、登録がない旨について、当社から通知した後、取引会社登録に必要となる書類の提出が必要となる。
- 見積参加資格「あり」と判断された者であっても、見積合わせから契約相手方の決定日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、東日本高速道路株から「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の手続きには参加することができない。
- ## 10. 契約図書
- (1) 本工事契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本工事の契約に係る競争に参加する者(以下、「見積参加者」という。)及び当社は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ① 公募手続き開始のお知らせ
 - ② 見積参加者に対する指示書(総合評価方式)
 - ③ 見積条件書
 - ④ 工事請負契約書(案)
 - ⑤ 単価表
 - ⑥ 実施要領書
 - ⑦ 設計図
 - ⑧ 実施要領書に記載されている交通規制図・安全の手引き等
 - ⑨ 事業所版作業手順書
 - ⑩ 道路工事等協議書(写)
- (2) 見積参加者は、10. (1)に示す契約図書について内容を十分に確認し、理解する必要があり、その内容を承諾のうえ本条見積合わせに参加しなければならない。

11. 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式の概要

本契約の総合評価方式とは、見積参加者から提出された技術資料(企業の能力等)及び見積書(価格)の提出を求め、技術資料の内容を評価した技術評価点と外注目標価格の制限の範囲内で見積を行った見積参加者の見積書の価格により算出される価格評価点とを加算した評価点の最も高いものを契約予定者とする方式をいう。

(2) 技術評価の評価項目

技術評価を行うため見積参加者に提出を求める技術資料に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

① 企業の能力等

イ. 企業の施工実績(前年度以降の実績)

評価基準	配点	備考
・過去 10 年間に(株)ネクスコ・メンテナンス関東の施工実績として、契約期間が 6 ヶ月以上の交通規制を伴う道路保全工事業務全般(本線清掃作業・植栽管理作業・緊急作業・雪氷対策作業・交通事故復旧工事及び小補修工事など全て)の実績で評価する。	15	・実績あり 15 点
・過去 10 年間に高速道路又は片側 2 車線以上の自動車専用道路における施工実績として、契約期間が 6 ヶ月以上の交通規制を伴う道路保全工事業務全般(清掃作業・植栽管理作業・緊急作業・雪氷対策作業・交通事故復旧工事及び小補修工事など全て)の実績で評価する。		・実績あり 5 点

ロ. 建設業許可の業務区分数

評価基準	配点	備考
・建設業許可(建設業法:昭和 46 年 4 月 1 日法律第 31 号)における業務区分のうち[土木一式工事][とび・土工工事][舗装工事]を有すること。	5	・3 つの業務区分を有している 5 点 ・2 つの業務区分を有している 3 点 ・1 つの業務区分を有している 1 点

ハ. 安全の取り組み

評価基準	配点	備考
・道路保全工事業務において自社で行った安全の取組みについて、取組み事項について評価する。 ① 自社安全大会の実施 ② 自社安全パトロールの実施 ③ 自社負担での安全講習会への参加 ④ 上記以外で、同等以上と認める取組みの実施	10	・1 項目 2.5 点

二. 人員確保の取り組み

評価基準	配点	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・道路保全工事業務において行った人員確保の取組み項目について、評価する。 ・人員確保の取組みとは、地域における作業員等を新規に確保するための取組み、作業員等を継続的に確保するための取組みとする。 	10	<p>1 項目 2.5 点</p> <p>(参考)評価内容の項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)ハローワークでの求人活動 2)折込チラシでの求人活動 3)インターネットによる求人活動 4)学校訪問等による求人活動 5)従業員による紹介活動 <p>※上記を参考として評価する(最大 4 項目)</p>

ホ. 技術資格の保有状況

評価基準	配点	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・会社に従事している技術資格保有状況を評価する。 ・評価対象となる資格は、土木施工管理技士(1 級及び 2 級)とし、上記資格を保有する者が多い順に評価する。 ・なお、複数の資格を保有する者は 1 名として評価し、従事予定の社員には配置予定技術者(現場代理人あるいは主任技術者)も含まれる 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・技術資格者が 10 人以上 10 点 ・技術資格者が 8 人以上 8 点 ・技術資格者が 6 人以上 6 点 ・技術資格者が 4 人以上 4 点 ・技術資格者が 2 人以上 2 点 ・技術資格者がいない 0 点

ヘ. 維持作業車両の保有台数

評価基準	配点	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に使用する目的で保有(自社持ち車両^{※1})する維持作業車両の台数で評価する。 ・維持作業車両とは、黄色の塗装に白ラインを施した車両等をいう。 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・10 台以上 10 点 ・8 台以上 8 点 ・6 台以上 6 点 ・4 台以上 4 点 ・2 台以上 2 点 ・保有車無し 0 点

※1 本業務で使用することを目的とした、自社持ち車両・リース車両・レンタル車両とする。

・リース及びレンタル車両の場合は、現契約書の提出

・レンタル車両の場合は、本契約期間中に使用することの誓約書も併せて提出が必要

ト. 地理的条件

評価基準	配点	備考
東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・栃木県・茨城県・群馬県・長野県・福島県のいずれかに本社、支店若しくは営業所の所在の有無を当該地域 ^{※2} の都又は県、それ以外の都又は県の順に評価する	5	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域にある場合 5 点 ・当該地域外にある場合 2.5 点

※2 当該地域とは、発注件名に記載されている管内をいう。

チ. 緊急時の体制構築等

評価基準	配点	備考
・災害等緊急時の応援体制の構築・作業実施に必要な大型自動車免許を有する、自社社員の保有人数を評価する	10	<ul style="list-style-type: none"> ・10名以上 10点 ・8名以上 8点 ・6名以上 6点 ・4名以上 4点 ・2名以上 2点 ・資格保有者無し 0点

②技術者の能力等

イ. 現場代理人及び主任技術者の施工実績

評価基準	配点	備考
・過去10年間に(株)ネクスコ・メンテナンス関東の施工実績として、契約期間が6ヶ月以上の交通規制を伴う道路保全工事業務全般(本線清掃作業・植栽管理作業・緊急作業・雪氷対策作業・交通事故復旧工事及び小補修工事など全て)の実績で評価する。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・実績あり 15点
・過去10年間に高速道路又は片側2車線以上の自動車専用道路における施工実績として、契約期間が6ヶ月以上の交通規制を伴う道路保全工事業務全般(本線清掃作業・植栽管理作業・緊急作業・雪氷対策作業・交通事故復旧工事及び小補修工事など全て)の実績で評価する。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・実績あり 5点

ロ. 現場代理人及び主任技術者の資格

評価基準	配点	備考
・現場代理人及び主任技術者が保有する資格で評価の対象となる資格は、土木施工管理技士(1級及び2級)とし、現場代理人、主任技術者それぞれについて評価するが、兼務する場合は1人として評価し、複数技術者を配置する場合は、最低評価となるものを評価する。	10	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木2名 10点 ・1級土木1名+2級土木1名 8点 ・1級土木1名 6点 ・2級土木2名 4点 ・2級土木1名 2点 ・実務経験10年以1名 1点

12. 手続き等に関する事項

(1) 設計図書等の配布

見積参加者は、次による方法により設計図書等の請求を行うものとする。

項目	内 容
請求方法	弊社ホームページにアクセスいただき、必要事項(会社名、担当者、連絡先等)を入力の上、設計図書のダウンロードをお願いします。 ※ダウンロードができない場合や不明点は下記の担当窓口までお問合せください。
担当窓口	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 技術管理部 技術管理課 (メールアドレス)nmk-gijutsu@e-nexco.co.jp
受付期間	本公募の日から令和 8 年 1 月 6 日(火)12:00 まで
配布書類	見積参加者に対する指示書、見積条件書、工事請負契約書(案)、単価表、実施要領書、設計図書、実施要領書に記載されている交通規制図・安全の手引き等、事業所版作業手順書、道路工事等協議書(写)

(2) 必要書類の提出期限及び郵送場所

見積参加者に対する指示書に記載している必要書類の提出期限及び郵送場所は、次に示すとおりとする。

項目	内 容
提出方法	書留郵便等配達記録がなされる郵便方法をお願いします。但し、宅配便等の提出は無効となりますので、注意お願いします。
提出先	(郵便先)〒101-0021 東京都千代田区外神田 1 丁目 7 番 5 号 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 技術管理部 宛 (電話番号)03-3258-2311
提出期限	令和 8 年 1 月 22 日(木)17:30 必着
注意事項	提出期限前であれば、提出後であっても単純な記載漏れ、記載ミス及び添付資料不足などによる資料の差替えや再提出は可能ですが、提出期限以降はいかなる場合であっても資料の差替えや再提出は認められませんので、時間に余裕を持った提出をお願いします。また、同封頂く見積書は封筒に入れて糊付けした箇所を封かんし、押印のうえ提出するようお願いします。

(3) 手続きに関する質問方法等

公募手続きに関する質問方法等は、次に示すとおりとする。

項目	内 容
質問方法	弊社ホームページにアクセスいただき、質問ホームへ必要事項(会社名、担当者、連絡先等)と併せて質問内容を記載して下さい。
担当窓口	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 技術管理部 技術管理課 (メールアドレス)nmk-gijutsu@e-nexco.co.jp
受付期間	本公募の日から令和 8 年 1 月 6 日(火)12:00 まで
回答	回答書は、原則として質問を受取った翌日から 5 日以内(土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日までを除く)に見積参加者すべてに送付する。

(4) 見積合わせ

見積合わせの執行日時、執行場所等については、次に定めるとおりとする。

項目	内 容
執行日時	令和 8 年 1 月 23 日(金) 10:00
執行場所	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 本社
注意事項	見積合わせの執行への立会は、原則として認めない。

13. 契約予定者の決定

(1) 見積合わせの結果、外注目標価格の制限の範囲内における有効な見積りのうち、総合評価落札方式に基づき算定した評価値が最も高い見積参加者を契約予定者とする。

(2) 評価値の算出方法は次のとおりとする。

① 評価値は、技術評価点(80 点)+価格評価点(20 点)=100 点を満点として算出する。

② 技術評価点は、11.(2)に示す評価基準を基に評価する加算方式により算出した値に 0.8 を乗じて算出する。

・価格評価点=配点×(1-((見積金額-調査基準価格)/(外注目標価格-調査基準価格))²)

《注意事項》

a) 技術評価点及び価格評価点の配点は、小数第一位までとする。

b) 総合評価値は技術評価点及び価格評価点の合計を四捨五入し整数とする。

c) 見積金額が外注目標価格を上回る場合は「価格評価点を 0 点」とする。

(3) 見積参加者は、契約の相手方の決定に係る留意事項として、見積参加者に対する指示書 [12]を参照のこと。

14. 低見積金額調査

- (1) 見積合せにおいては、低見積金額調査基準価格を設定しており、見積合せの結果、契約予定者となる見積参加者の外注目標価格の制限の範囲内における有効な見積書のうち、最高評価値の見積金額が低見積金額調査基準価格未満である場合は、見積合せを保留し当該見積りを行った見積参加者を対象として低見積金額調査を行う。なお、最高評価となった見積参加者が 2 者以上ある場合は、当該見積参加者によるくじ引きの順に低見積金額調査を行う。
- (2) 低見積金額調査については、見積参加者に対する指示書[15]を参照のこと。

15. その他

- (1) 提出された、技術資料・見積書は、返却は行いません。但し、提出された必要書類は、本業務の契約審査以外には使用することはありません。
- (2) 技術資料・見積書に虚偽を記載した者に対しては、必要な措置を講ずるものとする。

16. 更新契約

本工事の執行による工事評価が一定の基準を満たした場合、最大 2 回までの更新契約を行う。ただし、更新年度ごとに評価を行い、一定の基準を満たさない場合、更新契約は行わない。

以上

